法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項の規定による届出（医療法施行令第一条の五又は第四条の四の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る承認又は通知を含む。） 2　令別表（十一）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院に係る医療法第二十四条第一項の規定による命令（医療法施行令第一条の五の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る申出を含む。）又は同法第二十九条第一項の規定による取消し若しくは命令	法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条第一項の規定による届出（医療法施行令第一条又は第四条の四の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る承認又は通知を含む。） 2　令別表（十一）項下欄に規定する国土交通省令で定める処分は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　病院に係る医療法第二十四条第一項の規定による命令（医療法施行令第一条の規定により読み替えられた国の開設する病院に係る申出を含む。）又は同法第二十九条第一項の規定による取消し若しくは命令

附　則

この省令は、医療法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十号

船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律（令和元年法律第十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、船舶油濁損害賠償保障法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

船舶油濁損害賠償保障法施行規則等の一部を改正する省令

（船舶油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第一条　船舶油濁損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国土交通大臣」を「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）」に改める。

第五条第一項から第三項までの規定中「国土交通大臣」を「地方運輸局長」に改める。

第六条第一項第一号中「一万四千三百円」を「七千円」に、「一万四千百円」を「六千九百円」に改め、同項第二号中「一万二千八百円」を「六千円」に、「一万二千七百円」を「五千九百円」に改める。

第九条第一項中「国土交通大臣」を「地方運輸局長」に改める。

第十二条第一項中「（運輸監理部長を含む。以下同じ。）」を削る。

第二十三条第一項中「法第三十九条の六において準用する」を削り、「第十九条」の下に「（これらの規定を法第三十九条の六において準用する場合を含む。）」を加える。

第一号様式中「国土交通大臣」を「地方運輸局長　運輸監理部長」に改め、同様式注９を次のように改める。

９　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあつては、押印又は署名を要しない。

第二号様式中「国土交通大臣」を「地方運輸局長　運輸監理部長」に改め、同様式注５を次のように改める。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあつては、押印又は署名を要しない。

第三号様式を次のように改める。

第3号様式（第7条関係）

番号第　　号
(Certificate Number)

油による汚染損害についての民事責任に関する保険その他の金銭上の保証の証明書

CERTIFICATE OF INSURANCE OR OTHER FINANCIAL SECURITY IN RESPECT OF CIVIL LIABILITY FOR OIL POLLUTION DAMAGE

1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条及び船舶油濁損害賠償保障法第17条第1項又は第18条第2項の規定に従って発行する。

Issued in accordance with the provisions of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992, and Article 17 paragraph 1 or Article 18 paragraph 2 of the Law on Liability for Oil Pollution Damage, 1975.

船名 Name of ship	船舶番号又は信号符字（及び国際海事機関船舶識別番号） Distinctive number or letters (and IMO number, if any)	船籍港 Port of registry	所有者の氏名又は名称及び住所 Name and address of owner

上記の船舶に関し、1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約第7条の要件を満たす保険証券その他の金銭上の保証が効力を有していることを証明する。

This is to certify that there is in force in respect of the above-named ship a policy of insurance or other financial security satisfying the requirements of Article VII of the International Convention on Civil Liability for Oil Pollution Damage, 1992.

保証の種類
Type of Security

保証の期間
Duration of Security　　から
　　until　　まで効力を有する。

保険者及び（又は）保証提供者の氏名又は名称及び住所
Name and Address of the insurer(s) and / or Guarantor(s)

氏名又は名称
Name

住所
Address

この証明書は、　　から　　まで効力を有する。
This certificate is valid from　　until

　　において　　年　　月　　日に発行した。
Issued by the Government of Japan, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism,

At　　, On

印

地方運輸局長
運輸監理部長
Director-General of District Transport Bureau
発行担当者の署名及び官職
Signature and Title of issuing or certifying official

注
1　国の名称を記載するに当たつては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
2　保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。
3　保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
4　「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。

Explanatory Notes:
1. If desired, the designation of the State may include a reference to the competent public authority of the country where the certificate is issued.
2. If the total amount of security has been furnished by more than one source, the amount of each of them should be indicated.
3. If security is furnished in several forms, these should be enumerated.
4. The entry "Duration of Security" must stipulate the date on which such security takes effect.

第四号様式中「国土交通大臣」を「地方運輸局長　運輸監理部長」に改め、同様式注３を次のように改める。

３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。なお、電子申請を行う場合にあつては、押印又は署名を要しない。